「アーツカウンシル」から 「クリエイティブ・スコットランド」への再編

「クリエイティブ・スコットランドは誕生します。いまこそ、それが起きる時なのです。」

2009 年 4 月、スコットランド政府(The Scottish Government)のマイケル・ラッセル文化担当相が宣言した。このスコットランド国会での演説から、1 年と数カ月の時間を経て、2010 年 7 月 1 日、その新組織が船出しようとしている。

「クリエイティブ・スコットランド」と呼ばれる組織は、スコットランド芸術評議会とスコットランド映画協会が統廃合されて生まれるスコットランド芸術文化産業を振興・支援する一つの非政府公共機関(NDPB)である。設立の端緒は、2005年6月の「文化審議報告書(Cultural Review)(通称:ボイル報告書)」に遡る。翌年一月、政府はそれに応答し、「クリエイティブ・スコットランド」設立を謳った。応答の内容は具体的かつ詳細にわたり、スコットランドの芸術文化産業を高め、広げ、深め、世界に発信するという野心的な文化政策的な意思が示されていた。

以来、法整備とともに、業界全体をまきこんでの議論が展開されてきた。興味深いのは、「クリエイティブ・スコットランド」を可能にする土台としての「文化法案(Culture Bill)」が2007年12月に発表されたが、それ以前に何度も何度も草案が作成され、公開され、コンサルテーションが繰り返されたことだ。また、寄せられたパブリックコメントも公開された。

法体系の違いはあるものの、国家の文化の方向性を 決定づける法律を、勢いで作成、議会を通過させ、翌 日には組織を立ち上げてしまう日本とは違う。一方で、 宙ぶらり、なかなか決まらないことが、芸術家や芸術 団体を不安に陥れてしまったのもたしかだ。

2007年12月の草案も何度も叩かれたうえ、「クリエイティブ・スコットランド法案」として翌年3月、再上程され、6月、設立の方向で基本合意をこぎつけた。といっても、財政面での問題があり、採決には至らなかった。いったん法案は廃棄され、改めて政府は「公共サービス改正法案」を通過させ、「クリエイティブ・スコットランド」設立をめざすことになった。

2008 年 12 月、設立準備のために、政府所有の有限 責任会社(publicly owned Limited Company)が設立さ れた。二つの組織の統廃合の準備のために、それぞれ の理事会メンバーらもこの「会社」に連なった。確立した組織の統廃合を進めるのは容易ではない。それなりの解雇を伴うことになる。芸術評議会に働くことは、それぞれの分野において、かなりのステイタスとパワーの所有を意味してきた。ときに「芸術官僚」と痛烈に揶揄されてきた所以である。この構造にシャッフルが行われる契機でもあるのだろう。その意味においても、2010年2月、「クリエイティブ・スコットランド」のトップ人事の発表は興味深いものがある。

政府所有の有限責任会社「クリエイティブ・スコットランド 2009」がチーフ・エグゼクティブとして選んだのは、アンドリュー・ディクソン。この肩書にも文化政策的意思が感じられるわけだが、何より彼はスコットランド人でもなく、スコットランドで仕事をしたこともないという事実である。

ディクソンは、劇団の青少年プロジェクト担当者からキャリアをスタートさせ、自治体の芸術担当を経て、イングランド芸術評議会傘下の地域芸術評議会ノーザン・アーツでチーフ・エグゼクティブまで上り詰めた(同時に、イングランド芸術評議会のエグゼクティブ・チームのメンバーともなる任である)。 さらなるキャリアアップとして、ニューカッスルの大規模再開発プロジェクトを担った人材である。

過去のしがらみを切り捨て、芸術を理解するだけでなく、国家としての文化政策ならびに産業政策を理解し、自治体と調整機能を持ち、さまざまな団体とのパートナーシップを組み、芸術活動を振興しうる人材…わかりやすいまでに、わかいやすい人事である。付け加えなければならないのは、英国ではこのような役職についても、公募制が採用されていることであり、天下りの場所ではない。そもそも天下りや政治家の場所を作るために、非政府公共機関(NDPB)が作られるわけではない。それを排除するためのNDPBなのである。英国が英国たる矜持であるといっていい。その意味では、議論の過程で、一つの「組織」を作り上げることが本当に必要なのか、またどのような影響があり、他の選択肢はないのかが含まれていたのは興味深い。

その選択肢は、次の通りである。

- 1.「何もしない」。二つの組織を存続させる。
- 2. 新たに二つの組織を作る。
- 3. 政府機関として一つの組織を作る

もちろん、設立は前提としている。それでも過程に おいては、反論をも含む議論が繰り返された。

しかし、疑問が残るのは、英国の芸術支援政策の伝統としての「アームス・レングス」が遵守されるのか、どうかということである。冒頭でふれた演説の中では次のように述べられている。

「私はアームス・レングスの原則を尊敬し、理解するものであります。しかし、私は、原則が何を意味するのかについて我々が率直になるべきだと信じます。細部にわたる関与を食いとめるという原則ではなく、構造を規定し、幅広いパラメーターを設定するのは政府が果たすべき主要な役割であり、その後、日々の意思決定を委譲すると主張する原則だということです。」

これの意味するところは、こののちの歴史が証明していくことになるだろう。だが、たしかに、これまで以上に、政治的意思が文化の実践のなかに包括されることになる。そのための再編なのだから。

二つの組織の統廃合に際して、5つのナショナル・カンパニーへの支援については、政府直轄に移される。演劇でいえば、2006年に設立、活動を開始した「スコットランド国立劇場」がそれにあたる。ただでさえ、金・人材といった資源の一極集中が懸念されてきた。既存の劇場・劇団との共同制作という当初の紳士的な「約

束事」も反故にされることが増えはじめている。それがさらに助長されることになりはしないか。

また、具体的な助成運用のシステムも大きな変化に さらされる。その一つが、これまで芸術形態別、目的 別の助成・評価が行われてきたが、これが一本化され るということである。芸術形態に特有の諸課題を認 知・配慮した助成システムが姿を消す。アートマネジ メントの視点からすると、芸術分野の特性を越えた「価 値」を立証することが求められる。評価の在り方も、 当然、変化を強いられる。イングランド芸術評議会の 近年の迷走のように、いったん専門家委員会を廃止し たが、うまくいかなかったと、再度、専門家委員会を 設置しなおしたということもあるが、システムの模索 が迷走に終わらないことが望まれている。

5月、新リーダーはフルタイムでの勤務を開始した。本部はエディンバラに置かれる。単なるオフィスではなく、ショーケースの役割も果たす施設にするという。そして、ロイヤル・アセント一王室からの勅許を待って、7月1日に正式に発足することになっている。新リーダーは、芸術形態がどうのこうのではなく、何よりもできるだけ多くの現場の芸術家に会いたいと語る。スコットランドの芸術を知るのに最も有効な方法だと考えているからである。誰もが理解しうるビジョン構築の必要性も語る。スコットランド文化にとっての「よそ者」が、どれだけ国家的リーダーシップを発揮するのか、周囲は期待と不安で眺めている。

(中山夏織/Kaori Nakayama) Theatre & Policy No.61 所収 2010 年 6 月 20 日発行